

有効期限満了日 令和7年3月31日

熊地第146号

令和2年3月31日

治安情勢に対応した交番機能の強化等について（通達）

本県警察においては、これまで、「治安情勢に対応した交番機能の強化について（通達）」（平成26年7月14日付け熊地第355号）に基づき、空き交番の解消や交番相談員の運用、立番の強化等、交番機能の強化のための施策を実施してきたところであるが、昨今の交番襲撃事案や拳銃奪取事案の発生を踏まえ、交番勤務員の安全確保及び拳銃奪取防止の観点から、この種事案への対策の強化が急務となっている。

この度、別添のとおり警察庁生活安全局長から、引き続き交番機能の強化等のための諸対策を推進するよう通達されたところである。

各警察署あつては、別添通達の趣旨を踏まえ、管内の治安情勢に応じた交番機能がより効果的に発揮されるよう、諸対策を推進されたい。

なお、前記通達は本通達の施行をもって廃止する。

※ 別添「治安情勢に対応した交番機能の強化等について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。